

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成28年2月18日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 合 田 悦 三（前橋地方裁判所長）

司会者 高 山 光 明（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 野 口 佳 子（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 木 村 健 太（前橋地方検察庁検事）

弁護士 中 田 太 郎（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 20代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 20代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 60代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代 男性（以下「6番」と略記）

（司会者）

前橋地方裁判所・刑事第1部で裁判長をしております高山と申します。本日は皆様方、大変お忙しい中、意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、裁判員として御活躍された上に、今回も御参加していただき心から感謝しております。

さて皆様は、昨年5月から今年1月までに実施した裁判員裁判で裁判員として参加をしていただいたわけであります。本当にその節は大変お世話になりましてありがとうございました。おかげさまで皆様方の市民感覚を生かした裁判ができたのではないかというふうに自負しております。

ところで裁判員裁判につきましては平成21年5月から始まりまして、もう丸6年が経過しております。前橋地方裁判所でもこれまでに117回の裁判員裁判が行われております。また、裁判員、補充裁判員として959名の方々がこれまで参加されました。また、裁判員候補者という形で選ばれた方を含めると1万655人ということになっております。

このように裁判員裁判というのは、群馬県民の皆様方の幅広い御協力に支えられ、おおむね順調に運用されているところではございますが、まだまだ改善すべき点は多々あるわけです。裁判員法という法の趣旨に則った運用を実現するためには、我々裁判官、検察官、弁護士の三者が日々努力をして、改善をしていく意向を持っていかなければいけないと思っております。そのために今回、裁判員として御活躍された皆様方から是非とも忌憚のない御意見をいただきまして、今後、我々がどのように裁判員裁判を運用していくかということについて貴重な御意見を拝聴したいと思っております。是非とも皆様方の率直な意見をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日、法律家のコメンテーターに何人か来ていただいております。お名前と役職など簡単な自己紹介をお願いいたします。ではまず裁判官から。

(裁判官)

刑事2部で裁判長をさせていただいております野口でございます。本日御出席の4名の方と一緒に裁判をさせていただきました。ありがとうございました。またそのときのお話を聞かせていただけることを楽しみにしております。

(検察官)

検察官の木村でございます。どうかよろしく願いいたします。

(弁護士)

弁護士の中田と申します。たまたまですけれども、本日1名の方は、私が担当した裁判の裁判員の方がいらっしゃると思っております。忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは早速意見交換会に入らせていただきます。恐らくここにいらっしゃる方々、皆様方は今回御出席の方がどういう事件を担当したかわからないと思いますので、実際に担当された事件と裁判員裁判を担当してどういう感想を持ったかということを一言、二言おっしゃっていただければと思っております。

それでは1番の方からお願いいたします。

(1番)

私は5月の裁判員裁判に参加させていただきました。担当した事件は、被告人が精神的な病を患って精神病院に入院していた際に、同じ病の患者の首を絞めてしまったという殺人事件の事件を担当したのですけれども、そのときの感想とといいますか、執行猶予というのも罪に対する罰に値するということが初めて分かったことと、あとやっぱり病気による犯行なのか、それとももともと短期な性格による犯行だったのかという判断がすごく難しかったこと。精神的な病に対する認識が足りなかったもので、そういうところで難しかったなというのは感じました。ただ、精神的な病に関する説明や事細かい説明は、裁判の最中にも精神科の先生などにお話をいただいて、理解を深めることができたので、正しい判決は、みんなで話し合っただけでよかったのかなと思えました。良い経験をさせていただきありがとうございました。

(司会者)

それでは2番の方、どうぞよろしくをお願いいたします。

(2番)

私は9月の裁判員裁判に参加させていただきました。若い空き巣を繰り返している男の子が、入る際にガスバーナーでガラス戸を焼き切って施錠を外したときに、ガスバーナーの火がそばにあったカーテンに燃え移ったらしいということで、火事になるかもしれないということに気がついて、「やばい。」というような言葉を出したにもかかわらず、逃げて結果的にはその家は全焼した。それが放火に値するかどうかという、認識というのはそういう意味なのかと。みんなでいろいろ経験も、知

識も、いろいろの人の意見というか考え方を、裁判長さんを中心に丁寧に説明していただき、自分の認識も経験も高めることができ、日々重ねていることに自分の生活の中でやる気というか意欲が出てきて、大変良い経験をさせていただきました。

(司会者)

それでは3番さん、どうぞよろしくお願いします。

(3番)

私は半年ぐらい前に起こった事件について担当させていただきました。強制わいせつでエレベーターの中の女性を襲ったという事件なのですが、被告人が精神的な病と関係があるのかという争点になりまして、厳しい意見をおっしゃっていた方もいれば、そうでない方もいたので、本当に人それぞれ考え方があるのだなというふうに思いました。普段経験できない場所で人を裁くという非常に難しい判断を迫られるので、本当に貴重な経験ができたなと思います。以上です。

(司会者)

それでは4番さん、どうぞお願いいたします。

(4番)

私が担当した事件は強盗致傷の事件で、ガソリンスタンドの売上金を運搬する際に強盗してけがをさせてしまったという事件です。被告人は、実際に犯行をしているわけではなくて情報を提供した者だったので、その情報がどのぐらいの重さがあるのかという点や、更生の可能性を考えて罪の重さを決めました。情報を提供しただけでももちろん重大なことですが、それでけがをさせてしまったことによって実際に罪になるのだなと思って、うかつなことはできないなというふうに自分で思いました。

(司会者)

それでは5番さん、よろしくお願いします。

(5番)

今、4番さんが的確におっしゃってくださったので、そのとおりだと思います。

良い勉強になりました。

(司会者)

6番さん、どうぞお願いします。

(6番)

私は最近行われた裁判に参加させていただきました。内容は強盗致傷で、目の不自由な被告人がパチンコでお金を使ってしまい、お金欲しさに雑貨屋に強盗に入っ
て、その店主にけがをさせてしまったという事件でした。ナイフで脅したのですが、そのナイフもお店にあるもので、目がほとんど見えない状態だったので、たとえ目が悪い者で、成功率もそんなに高くないというケースでも、悪質なものというのは変わらないということが勉強になりました。その後は被告人の母親が、援助するという
ことで出廷したのですが、一つ残念だったのは、判決のときには、その母親は判決を聞きには来ていなかったというところ
です。

刑の重さというか、そういうのを決めるのも、過去の判例に基づいて、それをベースにして決めているというよう
なところも勉強になりました。

(司会者)

今、聞いてお分かりのとおり、4番さんと5番さんが同じ事件を担当されたということになりますね。4番さん、5番さんが担当した事件と6番さんが担当した事件は、同じ強盗致傷でも違う事件です。そういうことで、皆様方、本当にバラエティーに富んだ事件を担当されまして、いろいろ悩み、あるいは分からないことがいっぱいあったか
と思います。ただ、今伺いたいしますと、皆様方、裁判員裁判を経験されて、良い経験だったと。勉強になったと、そんなようなお話をされたよう
でございますが、確かに裁判員裁判を経験された方のアンケート調査では、良い経験と感じた方は9割を優に越えるという非常に高い数字になっているよう
です。

ただ一方で、裁判員裁判に参加したくないと思っている方も結構な割合でいらっしゃるわけで、最近
は裁判員裁判はやりたくないから辞退しますと、できないから辞退しますと、そういう方が高くなっているという統計データもあるよう
です。皆

様方も最初はやっぱりやりたくないというように思っていたらっしゃいましたか。最初からやってみたいと思った方はいらっしゃいますか。2番さんは、やっぱりやりたくないなという感じだったですか。

(2番)

全然内容が分からない。裁判員制度に関心がなかったことが一番大きく、でも周りに相談しようにも言わないほうがいいのか、という感じで自分一人でしばらく考えていました。私はちょっと病気を持っていまして病院に通っているので、裁判に行ってみて、気持ち的にもっと前向きに生きられるようになったほうがいいし、見たら何十人いて、その中の6人と補充裁判員だけだからどうせ選ばれないし、とにかく行ってみて様子を見てと。最初はそのくらいの気持ちでいました。

(司会者)

そうしますと、最初に裁判所に来てくださいという通知がきて、相談する人もいないし、精神的にはしんどい思いをされたわけですか。

(2番)

私は1度、騙されそうになったことがあります。一人で家において、携帯で、あなたはアダルトサイトにタッチしたから39万円という要求がきて、払わなければ裁判所に訴えるというのがきました。私は使っていないのに、裁判所に申し立てると言われ、そんなこともあって、やっぱり裁判所は行ってみたほうがいいのかなと。それを主人に話して、「じゃ、行ってみればいいじゃないか。」というような感じでした。今、思うと、いろんなことが分かって経験も豊かになるし、これからの生き方に本当にプラスになると思うのですが、やっぱり受け取り方で、みんな年齢も経験も仕事も違うので、誰もが皆そういうふうにはいかないという気がします。

(司会者)

4番さんも余りやりたくないなという感じだったのですか。

(4番)

裁判員裁判というと、殺人罪とか写真が衝撃的だというイメージがあったので嫌

だなど最初は思ったのですが、いろいろ経験された方のブログなどを読んで、意外と大丈夫かなと思いました。私も、実際に当たるのは少ないと書いてあったので、良い経験になると思って参加しました。

(司会者)

皆様方のほうに送られる裁判所からの書類には、どういう事件を担当するかということは書いていないので、実際に当日お越しいただいて初めて分かるわけですが、殺人事件だと嫌だなというような思いは今でもありますか。

(4番)

そうですね。でももっと大事なこともあると思うので、結果だけではなくて、そこに至った思いなどのほうが大事だと思うので、どんな事件でも別にいいかなと思っています。

(司会者)

皆様方のほうには、いついつ裁判所に来てくださいという文書を送らせていただいています。その書類には、裁判員に選ばれた場合には、何月何日から何日間、裁判員としてお仕事をしてもらいますという日程のペーパーが入っていたと思います。

いろんな裁判の日程の組み方がありますが、日程がちょっと長過ぎて参加しにくいとか、あるいは、もっと短かったら参加しやすいとか、あるいは、例えば月曜日から金曜日までぶっ続けでやるというやり方もあれば、例えば2週間にわたりますが、月、水、金、翌週の月、水とか、飛び石でやるとか、いろんな日程の組み方もあります。

あと裁判所にお越しいただいて、例えば午前9時半にお越しいただいて、早速その日の午後1時半から裁判員裁判の本番を始めるというやり方もあれば、翌日あるいは翌週に本番の裁判員裁判をやるなど、いろんな日程の組み方があります。

皆様方は、どういう日程だと一番参加しやすいか、そういった御希望などがあればお伺いしたいと思っていますが、日程的には2番さんの事件が一番長い6日間の日程ということで、しかも翌週にまたがっていましたが、ちょっとこれでは

参加しにくいとか、そのような思いを持ったことは、2番さんはございますか。

(2番)

ほかに経験していないので、あまり感じませんでした。

(司会者)

あとは、日程的には4日間という方もいらっしゃると思いますが、一番短い日程ですと3日間という日程がございまして、こちらのほうは6番さんの事件が3日間で、確か選任手続は前日で実際に裁判所に来られた日数は4日間ということになるかと思うのですが、仕事の関係上で何か日程の調整で御苦労されたことはございましたか。

(6番)

事前に上司にはこの日抜けると話をして、仕事のほうの調整もうまくいきましたし、会社としても裁判員制度のための特別休暇制度が整備されているので、そういう面では比較的参加しやすい環境にはあったかと思います。

(司会者)

3日間連続の日程だったと思いますが、やっぱり3日間連続がいいのか、あるいは飛び石の月、水、金という日程の組み方も実は最近の裁判員裁判であったのですが、飛び石のほうがむしろ日程的に良かったなどございますか。

(6番)

飛び石よりは、続けてのほうが、多分仕事をされている方はいいのかなと思いますし、私の場合は火曜日に選任手続があって、水、木、金の裁判だったのですが、火曜の午後からそのまま続けても良かったかなと思います。多分皆さん、選任手続に来られる方は、仕事をされている方であれば恐らく一日お休みをとられて来られている方も多いと思いますので、そういうふうな形で日程を組んでいただいてもいいかなと思います。

(主催者)

今の関係でほかの方にも伺いたいのですが、裁判所で裁判員裁判を始めるときに、

連続してやるべきか、何日ぐらいまでだったら連続で大丈夫なのかということについていろいろ考えました。なるべく御負担が小さくなるようにやりたいと思うわけです。

ですから、最初は来ていただく日数自体が少ないほうがいいだろうということで、午前中に選任をやって、その日の午後から審理をやるというのがごくオーソドックスなスタイルだったのです。ただ、お勤めの方の御意見をいろいろ聞いていますと、その日にすぐ審理をするより、もう一日空いていけばいいという方もいます。来ても当たるとは限らないですから、当たってから調整する時間が欲しい、すぐ始まるより午後だけでも空いていたほうがいいという御意見もあります。

特別休暇がおありになるということですが、連続で月曜日から金曜日で、丸々5日間来てくださいますと言われたら、やっぱりちょっとどうかという感じですか。
(6番)

そうですね。私の場合はたまたま前の週から、土日が通常どおり休みで、月曜日にも祝日で休みの日だったので、それで火、水、木、金と裁判所に来て、また土日休みで、会社を結局9日間連続して休むような形になってしまったので、やはり仕事をされている方の場合はなるべく、たとえ半日であっても、短いに超したことはないと個人的には思います。

(5番)

前回出席させてもらって、仲間から聞かれたことはギャラのことを聞かれました。

どういう根拠で金額を決めているのか。世の中のギャラよりもちょっとレベル的にも。たくさんくれというのではなく、国がやっていることに対してギャラで満たされないときはどうするのか、世の中というのは全てお金で、それで事件もお金で起きていることだと。となると、そこのところも、今日はいい機会だから、ちょっと聞いてよと言われてきたことなので。

(主催者)

お金の話だけ先にお答えしますが、最大で一日1万円になっていると思います。

このお金を幾らにするのかというのは、議論がありました。完全な意味での休業

補償という考え方をしますと、来ていただく方のお給料とか収入がそれぞれ違います。

他方で、いろんなお仕事を休んでいただいても、裁判員としてやっていただく仕事は同じですから、そういう意味でいうと、完全な休業補償ベースのような考え方はどうも説明がつかないのではないかとこのころがあり、当時の考え方として、要するに一日このぐらいの金額であれば、当時の世の中の一般的な受け止め方として妥当なところだろうということで決まりました。かつ、仕事と同じということから、それを一律の金額でお支払いをすることにしました。

(5番)

我々から見たら何も仕事がなく、ちょっと行くよと頼まれたところに行ったときには、例えば旗を振っている人たちがいますが、それと比べて、「余りにも。」と言われました。

(主催者)

同じようなもので言うと、検察審査会というのがありまして、そこでも日当をお支払いしています。また、例えば省庁などでいろんな審議会などがありまして、そういうところでどのくらいのお支払いをしているのかとか、そういう数字とお願いする役割の違いなどを比較して、決めたところなんです。ただ、何年もたっておりますので、そういう御意見が多ければ、承っておきたいと思います。

(5番)

出席させてもらって、お金では買えないいろいろな勉強ができるのでいいと思っているのですが、いろいろな話を聞くとそういう「何だよ、それ。」という人がいっぱいいました。

(主催者)

あと1点、日程の関係でどうですか。

(5番)

日程は別に構わないです。選ばれた人が、その中で判断すればいいことで、絶対

に断れないというものではないので。その辺のことを世間様は知っているか、知らないかありますが、それは来た人の前で説明でないとまくいかないので。みんなこの日にちがだめ、この日にちがだめと言ったら、みんなだめになってしまうので。ただ、持ち越すのはいかがなものか。

(主催者)

持ち越すとは週をですか。

(5番)

はい。なかなか難しいところです。

(司会者)

先ほども申し上げましたが、実際に裁判所に皆様方がお越しになって、初めて自分がどういう種類の事件をやるかということが分かることになってます。皆様方も自分は一体どういう事件を担当するのかと思いながら裁判所にお越しいただき、こういう事件だったとなるかと思いますが、特に1番さんはこの中でも殺人事件という、先ほど4番さんもおっしゃったように、余りやりたくないというような印象を持つ事件ですが、どのように思われましたか。

(1番)

裁判員裁判というのが殺人事件の判決を決めるようなものだと、高校のときにそういうイメージを持っていたので、自分が殺人事件を担当することに関して特に苦手意識はなかったですが、ほかの方が殺人事件以外の事件を担当したということを知って、自分の知らない世界もあったのだという感じです。

最初から、裁判員裁判は殺人事件を判決するものだという認識があったので、そこで何かすぐ死刑だの何だのという話が印象的だったので。最初から殺人事件に対する苦手意識や抵抗意識がなかったというのが正直な感想です。

(司会者)

3番さんは強制わいせつ致傷という事件で、性犯罪ですね。これは人によってはかなり嫌悪感を持つ方もいらっしゃると思いますが、やりたくないというお考えは

ございましたか。

(3番)

特になかったです。ただ、最近、職場などでセクハラということがはやっている
ので、そのようなことがあったときに、性犯罪が起こってそれを自分が担当する
というのであれば緊張します。しかも、性犯罪は女性が被害にあうので、僕は男な
ので被害者の気持ちをどこまで尊重すればいいのかなというところも考えるべきと
ころです。

(司会者)

今回、1番さんは殺人事件を担当され、遺体写真など実際に人が亡くなった写真
などはなかったということでしたが、選任手続のときに裁判所係官から、殺した様
子のビデオがあるとかいう話があったのですか。

(1番)

はい。事前に証拠写真などが出ますというアナウンスは受けていました。

(司会者)

それを聞いて、もうやりたくないとか、家へ帰りたいとか思ったことはありません
か。

(1番)

大丈夫でした。逆にそういうグロテスクというか、そういう写真は見せないよう
に配慮しますとか、そういうアナウンスを受けていたので、信頼して参加させてい
ただく旨は伝えました。

(司会者)

特に皆様方は実際に自分が担当する事件を知っても、辞退したいとか、家へ帰り
たいとか、そんなようなことを思った方はいらっしやらなかったですか。これは仮
定の話ですが、例えば4番さんが性犯罪の事件を担当すると聞いた場合に、その場
で帰りたいとか思うことはございますか。

(4番)

帰りたいとは思わないと思います。本当に配慮してくださっているのがよく分かったので。

(司会者)

事件によっては、何十箇所もめった刺しとか、大変おぞましい事件なんかも以前実際に判決をしたことがあるのですが、そういう事件ですとやはり、場合によってはかなり重い判決になったり、あるいは遺体写真なんかも見ていただくということもあり得ますが、そういう事件を担当するというのは絶対に嫌だとかいう意識は皆様方はいかがでしょうか。その場でとにかく辞退を申し立てて帰りたと思う方はいらっしゃいますか。

(3番挙手)

(司会者)

遺体写真も、先ほど1番さんがおっしゃったように、皆様方には仮に見てもらいにしても、できるだけ必要最小限にとどめてというふうには思っているのですが、それでももうやりたくないというお気持ちですか。

(3番)

できる限りそういう細かいものを見ないときちんとした判決が出せないと思うので、その線引きで「見ちゃった。」と思うと嫌ですよ。ドラマの人が亡くなっているところも僕は見るのが好きではないので苦手。あと亡くなっている人の気持ちとかはもうないですが、遺族の人の気持ちとかを考えると、加害者の人が反省していないとか、「今度おまえたちも殺してあげるよ。」なんていうふうに言われたら、本当に怖いと思います。そういうのに当たったらどうしようかと思っています。

(司会者)

確かに本当に気の重い事件というのは、これは当然あるかとは思いますが。そういう形で皆様方、今回は最初はやりたくないと思っていらっしゃった方も何人かいたようですが、裁判所のほうにお越しいただき裁判員になり多くの方々は良い経験とおっしゃっていただいておりますが、まだまだ皆様方のように裁判員裁判に肯定的

な評価をされている方は少なく、できればやりたくないと思っている方が結構いらっしゃるわけでございます。どうすればもっと裁判員裁判に関心を持っていただいて、やってみようという気持ちを持っていただくためには、今後、どうすればいいでしょうか。

(3番)

日程を調整できるのかなと。今回、自分も何日から何日まで来てくださいというふうに言われたときに、ちょうど中日に重要な予定があつて、遠く離れてしまった人たちが集まって、食事をするという大事なイベントが3カ月ぐらい前に決まっていたのですが、その後、裁判所から通知が来て本当にここでないとだめなのか、というのを心の底から思いました。もうちょっと日程が選べればいいのですけれど。多分、それで辞退したい人というのは絶対いると思います。

(司会者)

日程が最初から決まっているところがあつて、なかなか難しいところがあります。おっしゃることは大変よく理解できるところです。では5番さん、お願いいたします。

(5番)

出席させてもらっていて、そんなに固いところではないなど。ただ、どうしたらいいでしょうと言われれば、選ばれて来ている人だから分かってくれない人は誰もいないと思います。

あとは裁判所がどうしたらというのは、私なんかも初めて入らせてもらって、裏口も最初は分からなかったです。全部勉強です。それと裁判所は僕が知っている限りでは、フェスティバルとかそんなようなことは何もやっていないですね。裁判所へどうぞ遊びに来てください、オープンにこういうふうにありますよと。多少おいしいのをくれて、世の中にこういうところがあるのですよと。それは裁きをするところには難しいことかもしれないけれども、たまたま僕なんかは呼ばれたから、ここに来ただけです。フェスティバル的なものでちょっと遊び心を入れて、本当の

事件に対してはこうですということを説明してもらって、遊び心で、ここの中に入ってもらえばいいと思います。

(裁判官)

裁判所は宣伝が下手というのは常日頃感じているところでございまして、最近は小学生の皆様の法廷傍聴や模擬裁判もやっています。新聞などマスコミの方にも御協力していただいて、こういうことをやりますというものを出してはいるのですが、もっと盛大に宣伝できるように努力したいと思います。

また、出前講義ということで、看護師さんの業界や大学など、いろんなところにも我々は出向いて行って、模擬裁判的なことをやったり、クイズ形式で高校で遊んできたりとかいうことも、遊んできたと言ったら語弊がありますけれども、楽しく学んできたりということもしていますので、お誘いがあればどこにでも行きますので、誘ってください。

6番さんも会社で特別制度もあるということですので、我々を知っていただくために呼んでいただければ出向いていきますので、上司の方に呼んでいただけるようお願いしてください。よろしくをお願いします。

(主催者)

先ほど司会からの話がありましたけれども、最初の選任手続期日の出席率が低下しています。それから辞退を申し出て、結局辞退となる方の割合が上がっています。この辞退の申し出は、選任手続に来て辞退というよりは、その前に辞退したいという話があって辞退になる方がほとんどです。つまり、選任手続日に来る前の段階で御協力願えない、それはもちろんスケジュールとかいろいろなこともあると思いますが、御協力願えない方の割合が上がっているということです。来ていただく前はどんな事件になるかお知らせしていないにもかかわらず、つまり先ほどお話にあった殺人事件だと分かってからではなく、その前の段階で来ていただけないという方の割合が上がっています。

そこが一番今、深刻に感じているところで、そこをどうしたらいいのだろうかと

いうことをいつも話し合っています。

1つは、裁判員という名称は今、御存じの方が多と思うのですが、どんなことをやるのかについてのイメージといいますか、実像が余り伝わっていないのではないかと。逆に言うと、裁判員といたら何かむごたらしい写真を見なければいけないとか、すごく長いこと休まなければいけないとか、場合によっては死刑判決というのがあるとか、そういうイメージとして持っていらっしゃるものがある。全部が全部そういう事件ではないので、やっぱり実際に来ていただいた方ややっていただいた方にどんなことをやっていただいたのかというところと、世間の人が一般に持っているイメージとの間にずれがあるような気がします。実際はこうなのですということになるべく広く知っていただくためにどうしたらいいかなど。ともかく宣伝をやるにしても、どこにどういう具合に働きかけるのが一番効果的かということも考えています。

どんな形でも結構ですのでヒントみたいなものでもいただけますでしょうか。私たちは本当に今、非常に大きな課題の一つとして検討しているので、何かアドバイスをいただければありがたいのですが。

(6番)

私はそもそもこういう制度は国民の義務だと思っています。積極的に私もやりたいとは最初は思わなかったのですが、やはり国民の義務だと思っています。全員がそういうふうな思いでいるかと言ったら、やはりそうではないと思いますので、全員にそういう思いを持たせるというのは難しいと思います。小学生に来ていただいたり、小さい頃からこういう制度があると、選ばれたら行くのだよということを教育の一環として行ったり、あとは企業の倫理教育の中で、裁判員制度の映画やDVDを上映をしたり、たまたま今あるDVDは多分主婦の方が選ばれてしまったというような内容だったかと思うのですけれども、例えば主演の方を学生さんバージョンとか、社会人バージョンとか、無職のバージョンだとか、費用もかかるでしょうが、そういう宣伝の仕方もいいのではないかなと思います。

あとは、呼出されても来ない方もいらっしゃるということだったと思いますが、それは来ない方に罰則を設けるというのもなかなか難しいと思います。そういった部分で一人一人がこういう制度を全国民が認識して、国民の義務だという形で教育をすればより理解が深まるのではないかなと思います。

(司会者)

ほかの皆様方。3番さん、お願いします。

(3番)

裁判所のイメージを変えるほうがいいのではないかな。選ばれたときに、まず両親に言われたのが、「おまえ何やったんだ。」と言われて、もちろん冗談ですが。あとは、仕事関係の同僚や友達と、「おまえ何やったんだ。」という人と、「私、交通違反で裁判所へ行ったことあるよ。」とか、裁判所イコール裁かれるところというイメージしかみんな持っていないですね。お金はかかると思うのですが、バラエティー過ぎない番組で宣伝したり、そういうところにもうちちょっとお金をかけ、芸人さんをお願いしてこういうものだとやってみることでイメージが変わって、選任手続まではまずは行ってみようかなと。それが増えればいいだけではないですか。結局、それで事件の内容を知って、変わってくると思います。

(司会者)

ほかに何かお気付きの方。

(5番)

そこのところ、すごい難しいところだと思います。一つのラインからここは落とすてはいけないところだと思います。軽くすると軽くなってしまうし、裁きができなくなってしまうので。今回来てみて、裁判長はこういうものはこういうところなのだと思いますというところは多分譲っていないと思うのです。ある一線は。だから、これはこれで、こういう制度をどんどんやっていけばわかる人は増えてくるから、それをずっと続けるしかないのではないかと。落としてしまうと、裁きのところではなくなってしまうわけです。

(3番)

そのためにこうやって来たときにはチラシとかも配ってくれたりとか、来ないと罰せられますよということが書いてあると僕は来ると思うのですが。

(5番)

こういう機会を持ってもらっているから、これから帰れば、今日こういうのがあったよということは友達には話はしますが、こういう機会がいっぱいあって、いっぱいこういう人が増えて、伝統になるしかないと思います。

(司会者)

今、3番さん、5番さんに、ある意味では両方ともかなりの的を得たというか、核心を突いた御意見だと思いました。時間の関係もございますので、今日はせっかく検察官、多くの弁護士さんも来ておられますので、実際に皆様方が行われた審理について、検察官、弁護士の訴訟活動や気になった点、ここが分かりやすかった、分かりにくかったなど、教えていただければと思っております。

1番さんは確か先ほど精神科の先生の証言があったという話でしたが、いかがでしたか。分かりやすかったとか。

(1番)

鑑定医の先生の話聞いていたときは、その事件を起こした動機が病気によるものなのか、もともと持っていた短期な性格の部分だったのかというのがちょっと分からなかったというか、そのときにはまだ納得がいかないで腑に落ちない部分が残っていて、裁判長から説明していただいたときに、初めて理解できました。鑑定医もそもそも裁判所で話すプロではないと思うので、そういう伝え方、聞き方のずれというのはあるのかなということですね。

(司会者)

3番さんの事件も同じように精神科の先生が法廷で証言をされたのでしたかね。

(3番)

長かったなと思いました。失礼かもしれないですけども、もうちょっと短く要

約してもらえれば。結局は裁判長が最後はまとめて補助していただいて、そうだなと思いました。パソコンが画面で出ていましたけれども、多分紙で出すと、指一つ分ぐらいあるぐらいの厚さがあると思ったので、ちょっと薄くなればいいかなと。

(司会者)

あと2番さんは、非常に変わった体験といいますか、確か取調べをした検事の取り調べDVDを御覧になりましたよね。あれはどうでしたですか。御覧になっていただいて感想というか、印象というか、分かりやすかったとか、分かりにくかったとか。

(2番)

やっぱりDVDがあると証言より自分本意で話すわけだから、とても参考になって、周りの人もそれを見た感じが聞くより何よりやっぱり一番良い証言というか、考える材料になるのではないかなと。本当に小学校1年生に「あいうえお」を教えるようにたくさんの資料を出していただいて、飽きずにできてよかったと思います。

(司会者)

4番さんは、ガソリンスタンドの従業員の強盗致傷の事件ということで、検察官、弁護士の訴訟活動で気になったことはございますか。

(4番)

気になったことは特にはないですが、資料をA3の紙で毎回配って、それをかなりかみ砕いて説明してくださった印象があって、分かりやすく聞けました。

(司会者)

検事さんも弁護士も、そのところは分かりやすかったということですか。

(4番)

はい。

(司会者)

5番さんも同じ事件ということですが、検察官、弁護士の気になったことは何かございますか。

(5番)

本人が読み上げた文書、反省文。ちょっとでき過ぎで、そんないい文章を読めるなら、そんなことしないほうがいいのではというくらい完璧なものでした。あれは本人が書くものですか。それとも、つくってもらったものを読むのか、それはどういう本意でやらせるのか。僕なんか素人考えでいくと、本人のたどたどしい一生懸命さや、申し訳なかったと訴えてくれるほうがいいのではないかなと、そういう思いはしたのです。

(司会者)

6番さんも強盗致傷という事件で、検察官、弁護人の立証で何か気になったこと、ここのところはどうだったのかとかいうのはございますか。

(6番)

私は本当に印象深かったのは、検察官の女性の方がはきはきして、言葉もはっきりしゃべっていただいていたので、伝わりやすかったです。

(司会者)

今、実際の審理につきまして一通り皆様方から御意見をお伺いしました。コメンテーターの検察官、弁護士さんから何かコメントはございますでしょうか。

(弁護士)

今、5番さんから反省文ができ過ぎだったのではないかという意見がありましたので、ここのお話をします。5番さんの事件自体は私の事件ではないので、その人がどうだったのかという具体的な話はできませんが、被告人の方にもよりまして、最初から極めて立派な反省文を書ける人もいれば、ほとんど3行とか4行ぐらいのどうしようもないものを最初は書いてくる人もいます。

そういった人について、具体的にはどうやって反省してもらうのかというところで、弁護士によって流儀はあるかと思いますが、私の例でいくと、何回も被告人と接見、話合いを繰り返して、反省していない人はそんなにいないので、心の中に思っていることをどうやって文章化していきましようかということを繰り返します。

それをしていくうちに、だんだんとそれなりに読める反省文になっていきますので、最終的にはそれを提出する。立派な反省分のためには、それまでに何回も推敲、検討を長時間繰り返しているというのが多いかと思います。

特に裁判員裁判の場合は、捕まってから裁判の本番が始まるまでに、場合によっては1年以上かかりますので、その間に何回も何回も繰り返し書いてもらう。一生懸命書いたのができ過ぎだと言われてしまうと、どうしようかなというのが若干あるのですが、できるだけそうやって本人の心の中が伝わるものをつくるように心掛けてはいるところです。

(司会者)

では検察官、何かコメントがありましたらお願いします。

(検察官)

鑑定人の話がちょっと長かった、難しいというお話もあったかと思いますが、それは実際、我々も反省すべきところかと思っています。

実際、我々も証人尋問に当たって、鑑定人の先生から話を伺っていくわけですが、我々が聞いてもやっぱり分からないですし、難しい。そこを何度も説明していただいて、かみ砕いて教えていただく中で、何とか理解してそれを証言していただくという流れでいます。ですので、我々が受けても難しいところがある中で、それをいかに裁判員の方に分かりやすく、しかも余りにも長いと、おっしゃるとおり疲れてきますので、何とかかみ砕いて説明していただいたり、一般の方にも分かりやすく証言して下さるようお願いしていますが、正直言って難しいところもあるのが実情です。ただ、大体時間の目安とすると、少なくとも私の感覚では30分ぐらいが限界だと思っていますので、なるべくコンパクトにしていきたいと思っています。

また、難解な用語がたくさん出てきますが、例えば、その用語の説明書を配付したりとか、いろんな工夫をして分かりやすくしていこうというので、今回の御意見を踏まえて、さらに内部でも勉強して、より分かりやすい証人尋問をしていきたいとは思っています。

(毎日新聞)

弁護人側と検察側の偏りについて、例えば資料の分量や、検察側が被害をより大げさに取り上げているような感じがするとか、その偏りについて何かお感じになったことはありますか。

(司会者)

6番さんから、今の点で何か感じたことがありましたらお願いいたします。

(6番)

私は特に偏りはなかったかと思いますが、その辺はそれぞれの裁判の内容によって大分変わってくるのではないかと思います。先ほど検察の方がはきはきしていて伝わりやすかったという話をしましたが、そういった部分で話は伝わりやすかった分、弁護側よりも検察側の話のほうが分かりやすかったということはありません。

(5番)

僕のほうもやっぱり検察の人ははっきりしていて、なるほどよく調べがついていると。そのぐらいしっかりと、こういうことに対してこういうことを調べているのかなという印象を受けました。

(4番)

私もそんなに偏りというのは感じませんでした。

(1番)

自分の担当した事件もそこまで大きな偏りとかはなかったのかなと思います。

(2番)

偏りというよりも、話し方の時間と長さについて検察官の方はてきぱきしていて、決められた予定の時間をオーバーすることはありませんでしたが、弁護人のほうは長くて、時間をいつもオーバーして、くどい感じがして、昨日も言ったのにまた今日もそこを、というような印象を受けました。だるい感じがしました。

(3番)

大丈夫です。

(司会者)

ほかのマスコミの皆様方、質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

(朝日新聞)

量刑について判例という基準があると思うのですが、一方で皆様さんにとっては人を裁くという経験は今までなかったことだと思います。そういったことで、そのときは納得できていても、後から悩んだりすることがあったのかとか、あるいは、今、改めてまだ刑務所にいるであろう被告人に対して何か思ったりすることがあるのか、あるいは期待することがあったりするのかというところを率直に聞かせてもらえればと思います。

あと裁判官の方からも、そういった人を裁くことに慣れていない方に対して、どんなアドバイスをされているのかということも教えていただければと思います。

(司会者)

それではまた皆様方から御発言のほうをお願いしたいと思いますけれども、今の報道機関の記者の方からの御質問はいかがでしょうか。量刑についてどう考えているか。あるいは、今、刑務所にいる被告人に対してどのように感じているかということになります。

確か1番さんの事件は、刑務所には入ってはいない。最終的には刑務所には入らなかったわけでしたかね。そういう前提で、何か今の報道機関の記者の方の御質問に対して、何かお感じになったことがありましたらお願ひいたします。

(1番)

量刑について話し合っている場面では、結果的には執行猶予という形でみんなで話し合って決めましたが、執行猶予に対する捉え方というのが、罪に対する罰という捉え方ではなくて、おまけというか、許されている部分というか、執行猶予について正しく理解できていなかった部分に苦しんでいて、そこを理解できたときに初めて、執行猶予も罪に対する罰なんだというのを理解しました。

(司会者)

2番さんお願いできますか。2番さんの事件は、確か刑務所に入った事件ですね。何かいろいろ量刑に関して悩んだこと、あるいは今、どう思うかというところですね。

(2番)

いろんな説明を受けたり、法廷へ出て検察官や弁護人の話を聞いても、実刑について悩んで、ある程度の基準というのがある中で、そこを一番何時間もかけて一人一人考えて、また前を振り返って、すごい時間をかけて決めたり、みんなに意見も分かりやすく言ってもらって決めたことなので、間違っていない一番いい刑だったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では3番さん、いかがでしょうか。

(3番)

自分の場合は、被告人が刑務所に入る時間よりも、その人を支えられる施設があればと思いました。また、被告人の趣味のスポーツと僕がやっているスポーツが同じだったので、スポーツマンとして勝負してみたいというか、どっちが強いかやってみたいというのはありました。

(司会者)

4番さんと5番さんは同じ事件を担当されて、少しは違う視点もあるかもしれませんが、4番さんのほうからいかがでしょうか。

(4番)

決めるときに、1年だとか半年の重さがどんなものなのかというのが分からなくて、すごい悩みました。

(司会者)

では5番さん、どうぞお願いいたします。

(5番)

実行犯ではなかったのに、そのころの決め方が一番で、子供もいるし、人情
的なところが出てしまうところもありましたが、裁判長などの意見を聞きながら、
うまく収まったのではないかと思います。非常にうまくいっていると思います。

(司会者)

6番さんは結果的には執行猶予ということになっていますけれども、いかがでしょ
うか。御意見のほう、ありましたら。

(6番)

人を裁くことには個人の感情とかというものはやはり入れてはいけないもので
から、そういったときに過去の判例をベースにして、大体似たようなケースを過去
の判例でもってきて、それをベースに決めていったというような形もありましたの
で、そういった意味では個人的な感情は入れずに、判決の決め方としては、そうい
う過去の判例をベースにするというのは非常にいいことだと思いました。

(司会者)

裁判官のほうは、先ほどの記者からの質問ですけれども、いかがでしょうか。

(裁判官)

2つの視点から話をさせていただきます。

まず1つは、初めて量刑を決める方々に対して、刑の目的がどういうものである
のかということからスタートして、どのように刑を決めるべきなのか。まずその
行為をどういうふうに裁けばいいのか、その基準は何なのか、行為責任というもの
を基準としてどのように判断してメルクマールはどんなところに置いていけばいい
のかという刑の決め方、法律の体系というようなものを理解をしていただくところ
で議論をしながら、そこをベースにするということを皆様と共有していくことを行
っております。そして判例をなぜ見る必要があるのか、それをどういうふうに見れ
ばいいのかなどということも加えております。その結果、最終的に刑を決めるとい
うことになります。

もう一つの視点ですが、初めて刑を決めることに対するプレッシャーですとか、

後の後悔という観点ですけれども、それについては我々も職業としてやっても、量刑というものは算数のように計算ができて答えが機械的にでる、正解があるというものではありません。だからこそ一人で決めるわけではないということをし、私たちと裁判員の皆さんと一緒に、これだけの人数でいろんな意見を出して、そしてどれが私たちとしてベストなのか、よりベターなもの何かという視点で選ぶものでしょうというお話をしながら、いろんな意見を出し合います。それに聞く耳を持って話をして後で後悔をしないように、いろんな意見を出しましょうという形で、なるべく皆様からの発言をお待ちして、疑問が残らないような形でやりたいなというふうには思っています。

(司会者)

ほかに何か御質問ありましたらお願いいたします。

(読売新聞)

どなたかお一人で大丈夫なのですが、裁判員裁判で話し合ったことを外で話してはいけないことも結構多いと思うのですが、その辺はどういうふうに裁判官から教えていただいて、どういうふうに心掛けていたり、どういうところが難しいと感じたりするかなど、意見がある方がいたら教えていただけますか。

また、裁判官としてもどういうふうなアドバイスをされているのかというのを教えていただきたいです。

(司会者)

これは裁判員裁判において皆様方に裁判官から必ず話がある守秘義務というところですが、皆様方は裁判官のほうから守秘義務があるということは必ず説明を受けていると思います。それについてもっと友達に話したいとか、感想、これくらいは話をしていいのではないとか、あるいは守秘義務があつて当然であるとか、いろんな御意見があるかと思えますけれども、もっと話したいなとか、そのようなお気持ちを持つ方はいらっしゃいますか。守秘義務としていろいろ皆様方に裁判官のほうからお話をしておりますけれども、違和感というか、そういうのはお持ちではない

ですか。

(5番)

これはだめなのだよというような、そんな難しい問題はないと思います。常識の範囲内で考えればいいというのがベストだと思います。

(司会者)

裁判所がどのように裁判員の皆様方に説明するかということは、実は法律に書いてあることをそのまま言っても、多分理解できないので、裁判長が結構分かりやすく説明しているところがあるのですけれども、そのところはどうか。

(裁判官)

基本的には、そんなに評議の秘密はありませんよと話しています。これはだめですよというときに、多数決の結果であるとか、例えば5番さんが10年にしたいと、4番さんが20年にしたいと言ったと、こういうような個々の具体的な発言であるとか、誰がそういう具体的な数字とか、誰が重くするべきだとか、軽くするべきだと言ったとか、裁判官は軽かったとか、重かったとか、そういう具体的なことは言わない。それを実際にやりながら、ここはだめですよということを具体的に言っております。

評議の雰囲気であるとか、お昼休みにみんなで御飯を食べながらいろんな話をしたこととか、我々がいろんな事件を離れて話をしたこととか、そういうようなことについては、裁判員のプライバシーに反しない限りはどうぞお話しください。むしろ、皆さんに御宣伝くださいというふうに私はいつも申し上げております。御理解していただいているかなというふうには思っています。

(司会者)

私も大体そのような感じで申し上げているところです。

(主催者)

守秘義務の範囲について、各地で行われている意見交換会では、範囲が分からなくて困ったことはないという方のほうが多いのですが、どういう具合に分かりやす

く説明するかが裁判長の腕の見せ所ということになるのですね。今までいろんなところで裁判員の方の話を聞いていると、一番何となくイメージが分かりやすかった説明として言われているのが、「評議室の中の事件に関する話は守秘義務がかかると思ってください。それ以外の話、つまり評議室外のものであるのか評議室の中の話だけれども、雑談であるとか、そういう事件に関するところでない部分は守秘義務はかからないと思ってください。」という説明です。これまでの中では恐らく一番割と区別しやすかったと言われているのがそういう言い方だったので、このような表現を使っている裁判長もかなりいるだろうと思います。

(共同通信社)

裁判員をやられて良い経験だったという声も出ているかと思いますが、そもそも裁判員になりたくないとか、辞退される方も増えているというふうに主催者からお話を伺いまして、例えばなのですけれども、裁判員をやられて、今後の生活に何か生かすことなんかがあれば、そういう話を聞いて、私も裁判員をやってみようかなという人も出てくるのではないかと思います。もし、今までの裁判員としての経験が自分の生活に何か反映されるようなことがあれば教えてください。

(司会者)

我々もそのお声を報道してほしいと思いますが、皆様方、今の御質問ですが何かこれはというお話はございますか。

(3番)

裁判に出席していると、ここは裁判員が座る席だけど、向こう側には被害者もいれば、被害を受けた家族が見ていたりとか、被害者は泣いていたりとか。当たり前ですが、そういうことはしないようにしようと、より一層自分が犯罪に手を染めないようにしようと思いました。

(司会者)

傍聴席にいる被害者の方を見ると、やっぱり人の心の痛みも分かり犯罪は許せないという気持ちが出てきますね。多くの方もそういうことをおっしゃっています。

ほかに何か実際に生活が変わったとか、ものの見方が変わったとか、そういうのはございますか。

(5番)

例えば名刺をつくるのに、「私、裁判員に任命された人間です。」と書くとしたら、そういうところのニュアンスというのはどうなのですか。先ほど宣伝しろということだけど、そういう決まりとかは。使わせてもらったら、すごくステータスでいいことだと思います。

(主催者)

裁判員の任務を終えられるまでは、御自分が裁判員であるということを言っていただけでは困るのですが、裁判員の任務が終わった後は、御自分の意思で御自分が裁判員だったということを明らかにされるのは、それは御自分の御意思ですので、構わないということになります。

(司会者)

ほかに、何か変わったとかいうのはございますか。

(4番)

ちょっとずれてしまうかもしれないのですが、ニュースの見方というか、新聞を読んでいるときに裁判長の名前が出ていると小さい事件でも必ず見るようになりました。この間の川崎の事件ですとか、そういう裁判員の事件というのは、テレビで聞こえただけでも、注意深く見るようになりました。

(2番)

新聞、テレビで、裁判員裁判では裁判長名が括弧書きで出ているので、記事は下のほうで小さいですが、今まで関心は全然持たなかったんですが、毎日こんなに人が裁かれているので、もっと上のほうに載せてほしいなど、上のほうに載せてほしいというのはあります。また、新聞もカラーが随分入ってますが、見出しぐらいもうちちょっと大きく出してもという感じを持ちます。家で新聞を見ていると、主人に「また出ているよ。」と言ったり、裁判員制度に参加しなければ関心はありませんで

した。この間の川崎の事件も裁判員制度でやっているのかとすごい関心を持って見
ていました。

(司会者)

ほかに何か皆様方、裁判員裁判を経験して、ここはものの見方が変わったとか、
そんなふうにお感じになったことがございますか。よろしいですか。

(5番)

行動範囲が狭くなりました。何でもかんでも「大丈夫だ。」と思ってやっていたの
が、やっぱりもうこういうところはやめようと。車の運転も。

(共同通信社)

3番の方と6番の方はお仕事をされていますね。何か仕事で生かせそうというの
はありますか。

(6番)

私は損害保険の会社に勤めています。やっぱり交通事故だとどうしても責任の割
合、いわゆる過失割合というのを出して、賠償の話をしていくケースがあります。

そういったときに過去の判例が載っているものをベースにして決めていくので、
やはり自分が普段やっている仕事も、間違いがないと言うとおかしいですけれども、
方法としては正しい仕事を普段からしているという思いが出てきました。

(司会者)

3番さんはいかがでしょう。

(3番)

僕もものづくりとか修理の仕事をしているので、自分の作業を間違えてしまうと、
交通事故になったり、大きなけがで最悪では亡くなってしまうことがあります。適
当な仕事だけはしないようにしようと思うようになりました。

(司会者)

それでは最後に、この意見交換会の主催者であります所長のほうから御挨拶をお
願いいたします。

(主催者)

前橋地裁所長の合田でございます。全員の方ではないと思いますが、かなりの多くの方は裁判員裁判の判決が終わった日に所長室に来ていただいて、一度ずつお目にかかっていると思います。今日の意見交換会も御参加していただいた経験者の方々には非常に活発に意見をいただきまして、いろいろ参考になることを伺いました。

今日は同じ事件の方もいらっしゃいましたけれども、それぞれ基本的には別の事件の方に来ていただいて、これだけ活発な御意見をいただきましたので、きっとこれらの裁判員裁判の評議もいろいろ意見が飛び交って充実したものだったのだろうなということを確信をした次第でございます。

裁判所のほうは先ほどから申し上げましたけれども、期日に来ていただけないと、その前の段階で来ていただけないところをどうするかなど、いろいろ検討点はあるわけですが、多くの方々の御協力をこれからもいただいて、制度のいいところを發揮していただけるように運用するつもりでございます。

裁判員裁判を終わられた方に所長室に来ていただいて、感謝の気持ちの感謝状と記念品をお渡ししております、その番号がもうすぐ1,000番を超えます。群馬県でもそういう数に達してしまっていて、確かにやっていただいた方が増えていけば、次第に理解が広がっていくというところはございます。それと同時に、選任手続に来ていただく前の段階で来ていただけない方がもう少し来ていただけるようにするというところでの活動も必要だと思えます。今日双方の御意見がありましたので、ほかのところを含めて、参考にしたいと思えます。どうも本日は長時間ありがとうございました。

(司会者)

それでは、本当に皆様方、長時間どうもありがとうございました。

以上をもちまして、今回の裁判員経験者意見交換会を終了させていただきます。